

議案第 7 1 号

三次市特別職の職員の給与の特例に関する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市特別職の職員の給与の特例に関する条例（案）

（市長の給料月額の特例）

第 1 条 市長の給料月額は、令和 2 年 6 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの間において、三次市特別職の職員の給与に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 6 8 号。以下「給与条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額からその額に 1 0 0 分の 1 2 を乗じて得た額を減じた額とする。

（副市長及び教育長の給料月額の特例）

第 2 条 副市長及び教育長の給料月額は、令和 2 年 6 月 1 日から同年 1 1 月 3 0 日までの間において、給与条例第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額からその額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。